

○筑紫野市企業立地促進条例

(平成 25 年 12 月 27 日条例第 35 号)

改正 平成 29 年 12 月 26 日条例第 27 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市内における企業立地を促進するために必要な措置を講ずることにより、商工業の振興及び雇用機会の拡大を図り、もって市民生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業立地 事業者が、その事業の用に供する事業所の新設、増設又は移設を行うことをいう。
- (2) 事業者 営利を目的として事業を行う法人又は個人をいう。
- (3) 事業所 事業者が、その事業の用に直接供するために設置する事務所、工場、研究所等の施設をいう。
- (4) 新設 市内に事業所を有しない事業者が、市内に新たに事業所を設置すること、又は市内に事業所を有する事業者が、現に行っている事業と異なる事業を行うための事業所を市内の他の場所に設置することをいう。
- (5) 増設 市内に事業所を有する事業者が、既存の事業所を拡張し、又は現に行っている事業と同一の事業を行うための事業所を市内の他の場所に設置することをいう。
- (6) 移設 市内に事業所を有する事業者が、既存の事業所を廃止し、新たに市内の他の場所に事業所を設置することをいう。
- (7) 新設等 市内における事業所の新設、増設又は移設をいう。
- (8) 投下資本総額 事業者が新設等に伴い、土地、家屋及び償却資産(以下「固定資産」という。)を新たに取得するために要した費用の総額(土地については、新設等に係る事業を操業した日(以下「操業日」という。)の前 3 年以内に取得したものに限る。)をいう。
- (9) 新規雇用従業員 事業所において、新たに常時雇用される者(雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 4 条第 1 項に規定する被保険者に限る。)であって、市内に住所を有し、引き続き 1 年以上雇用されるものをいう。

(支援措置)

第3条 市長は、新設等を行う事業者に対して、次に掲げる支援措置を行うことができる。

(1) 新設等に伴い取得し、又は移設した固定資産に対して課税する固定資産税について、筑紫野市税条例(昭和35年筑紫野町条例第2号)の規定にかかわらず、操業日の属する年度の翌年度(操業日が1月2日から3月31日までの場合は、翌々年度)以後3年度分を課税免除とする。

(2) 新規雇用従業員の人数に20万円を乗じて得た額を、予算の範囲内において、雇用促進補助金(以下「補助金」という。)として交付する。ただし、補助金の交付は、1回限りとし、1,000万円を限度とする。

(支援措置の要件)

第4条 前条の支援措置の対象となる事業者は、次の各号の全てに該当するものでなければならない。

(1) 本市の産業の振興に資するものであって規則に定める業種であること。

(2) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成29年法律第47号。以下「法」という。)第4条第2項第1号の規定により促進区域として設定する区域のうち規則で定める区域に事業所の新設等を行うものであること。

(3) 投下資本総額が規則で定める金額以上であること。

(4) 新規雇用従業員が規則で定める人数以上であること。

(5) 市税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、支援措置の対象としない。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(2) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの

ア 暴力団員の内妻等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団がその運営を支配している事業者

- イ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用しているもの
- ウ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結しているもの
- エ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与しているもの
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有しているもの

(指定)

第5条 第3条の支援措置を受けようとする事業者は、あらかじめ市長の指定を受けなければならない。

2 前項の指定を受けようとする事業者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、第1項の指定に必要な条件を付することができる。

(責務)

第6条 前条の規定により指定を受けた事業者(以下「指定事業者」という。)は、新たに従業員を雇用しようとするときは、本市の区域内に住所を有する者を雇用するよう努めなければならない。

2 指定事業者は、地域社会の一員として、地域に貢献するよう努めなければならない。

3 指定事業者は、筑紫野市環境基本条例(平成10年筑紫野市条例第17号)第5条に規定する事業者の責務を遵守するよう努めなければならない。

(支援措置の申請)

第7条 指定事業者は、第3条に規定する支援措置を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(届出)

第8条 指定事業者は、規則で定める事由が生じたときは、規則で定めるところにより、速やかに、市長に届け出なければならない。

(承継)

第9条 相続、譲渡その他の事由により指定事業者の事業を承継した者は、当該指定事業者の指定に係る事業を継続する場合に限り、規則で定めるところにより、市長の承認を受けて、指定事業者の地位を承継することができる。

(取消し等)

第10条 市長は、第3条の支援措置の適用を受けた指定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その支援措置の決定を取り消し、当該指定事業者に対し、課税免除した固定資産税を賦課し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

- (1) 事業を休止し、若しくは廃止したとき、又はその状態にあると認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により、支援措置を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 第4条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (4) 社会的な信用を著しく損なう行為を行ったとき。

(報告等)

第11条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、指定事業者に対し、報告を求め、書類を提出させ、又は実地に調査を行うことができるものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月26日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。